

京都市立中学校教育研究会国語部会会則

- 第1条 本部会は京都市立中学校教育研究会国語部会と称し、事務局を部会長校に置く。
- 第2条 本部会は京都市立中学校の国語科担当教員をもってこれを組織する。
- 第3条 本部会は中学校における国語教育の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本部会は前条の目的を成し遂げるために次の研究及び事業を行う。
- (1) 国語教育の理論や実際の研究及び調査。
 - (2) 国語教育についての研究会や研修会及び講演会・協議会等の開催。
 - (3) 教材の研究。
 - (4) その他、国語教育の振興に必要な諸種の事業。
- 第5条 本部会は次の各役員を置く。任期は2年とする。
- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 本部役員（総務・庶務・会計） 各若干名
 - (4) 支部幹事 各支部ごとに若干名
 - (5) 支部長 各支部ごとに1名
 - (6) 評議員 各校1名
- 第6条 役員選出の方法は次の通りとする。
- (1) 部会長・副部会長は本部役員会の推挙による。
 - (2) 本部役員は部会長及び副部会長が合議の上選出し、部会長が委嘱する。
 - (3) 支部幹事は会員中より選出し、部会長が委嘱する。
 - (4) 支部長は各支部幹事の互選により選出し、部会長が委嘱する。
 - (5) 評議員は各校にて選出する。（おおよそ、国語科主任がこれに当たる。）
- 第7条 役員の任務は次の通りとする。
- (1) 部会長は本部会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 本部役員及び支部幹事は定められた会務をそれぞれ分掌する。
 - (4) 評議員は各校を代表し、会の連絡等を図る。
- 第8条 本部会に顧問・参与をおくことができる。この決定は部会長・副部会長・本部役員会で決める。
- 第9条 本部会の経費は会費・市補助金・その他の収入による。
- 第10条 本部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。